

真室川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

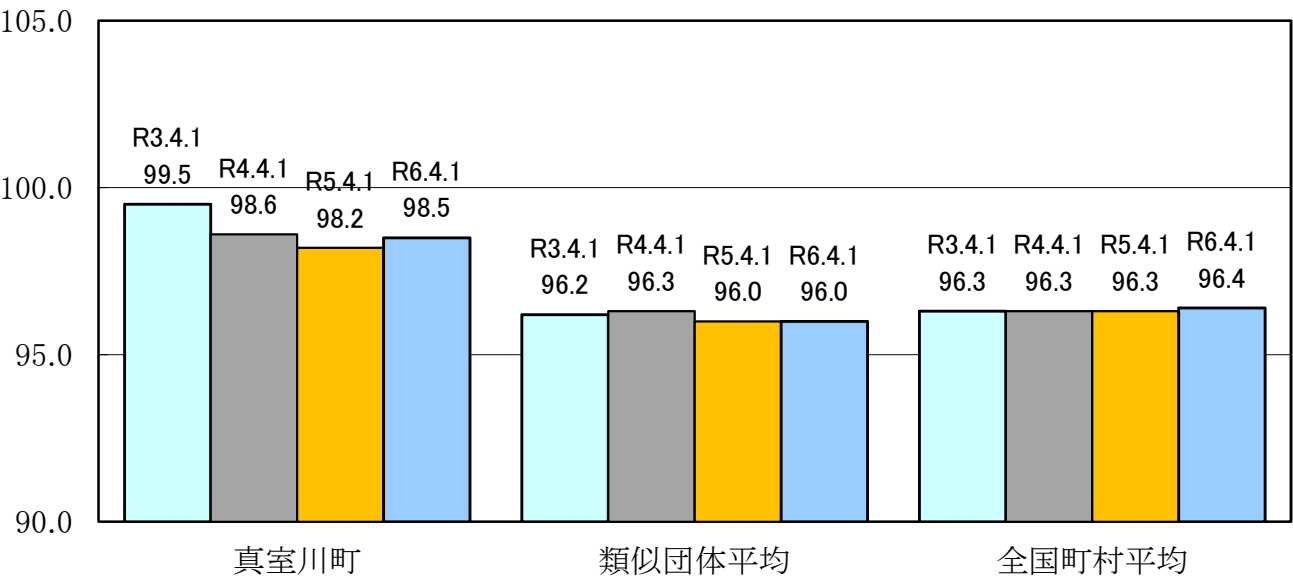
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 6,651	千円 6,617,554	千円 183,501	千円 942,480	% 14.2	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 102	千円 382,191	千円 48,518	千円 155,378	千円 586,087	千円 5,745	千円 5,540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
5年度	円	円	円 (%)	%	%	% 1.1

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
5年度	月	月	月	月	月	月 4.6

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和5年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、県内民間の水準と均衡を図るため、人事院が勧告した俸給表(平均1.1%)を基本としたうえで一定の調整を図ることとする山形県人事委員会勧告のとおり改定。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）医療職給料表(1)適用者について国基準16%に対し、真室川町においても16%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は15%、給与改定後は平成27年4月に遡及し15.5%、平成28年度から16%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
真室川町の支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
真室川町	40.9歳	312,200円	359,600円	334,003円
山形県	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.0歳	303,305円	349,559円	327,177円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
真室川町	52.2 歳	12 人	326,100 円	349,795 円	341,207 円	—	—	—	—
うち業務員	52.9 歳	5 人	320,120 円	346,231 円	332,937 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.48
うち調理員	51.7 歳	6 人	328,884 円	346,650 円	339,681 円	調理師	45.9 歳	228,800 円	1.60
うち自動車運転手	51.9 歳	1 人	339,300 円	386,480 円	391,717 円	自動車運転手	61.2 歳	240,600 円	1.47
山形県	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	3 人	282,400 円	304,568 円	293,301 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
真室川町	—	—	—
うち業務員	5,818,831 円	3,297,300 円	1.76
うち調理員	5,830,519 円	3,080,100 円	1.89
うち自動車運転手	6,429,750 円	3,282,200 円	1.96

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ヶ年分）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		真室川町	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	199,100円	199,100円	196,200円
	高 校 卒	168,300円	168,300円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	163,700円	163,700円	—
	中 学 卒	159,500円	151,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

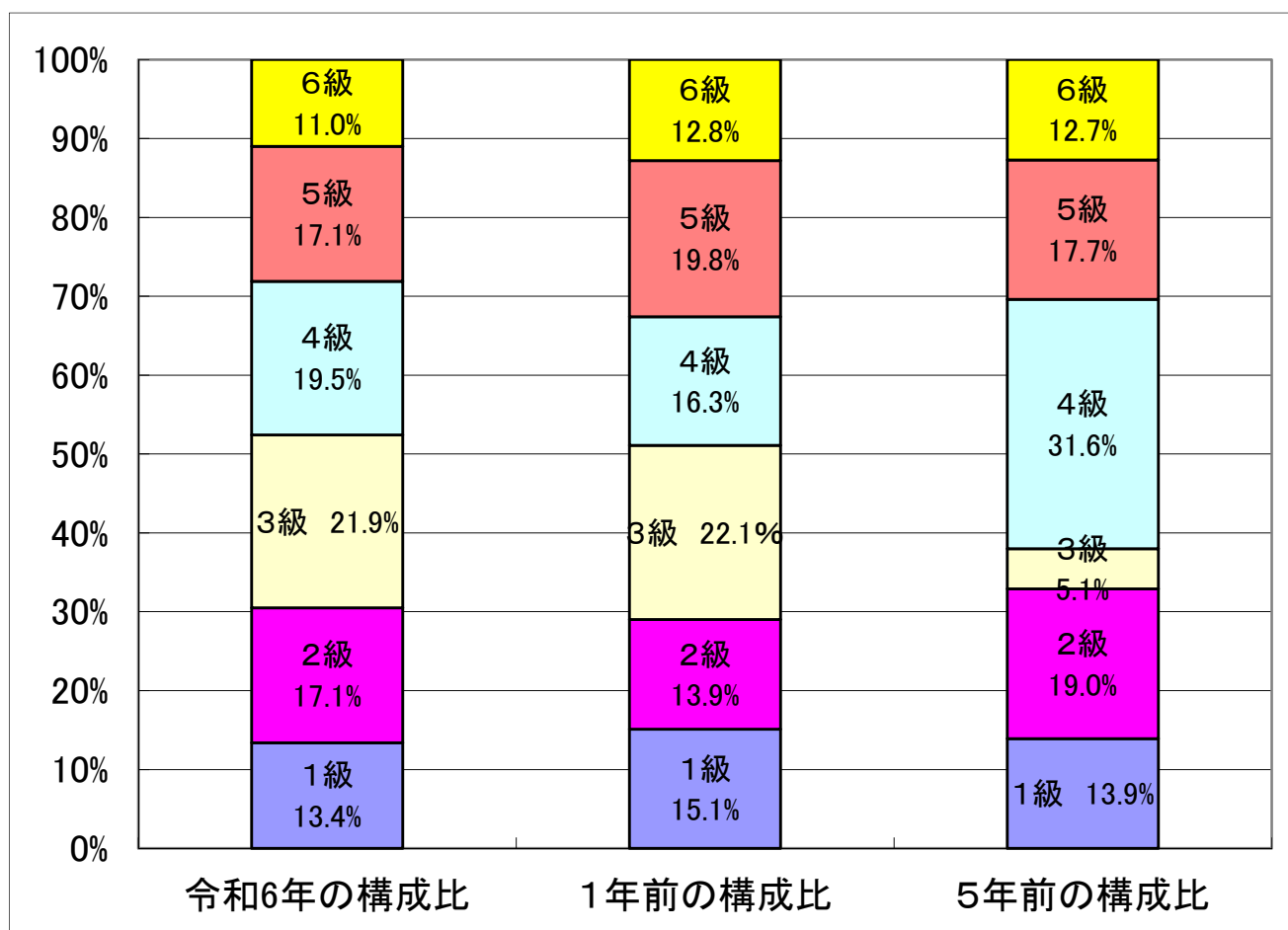
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	243,600円	314,300円	365,500円	393,500円
	高 校 卒	218,200円	— 円	— 円	368,600円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	322,300円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

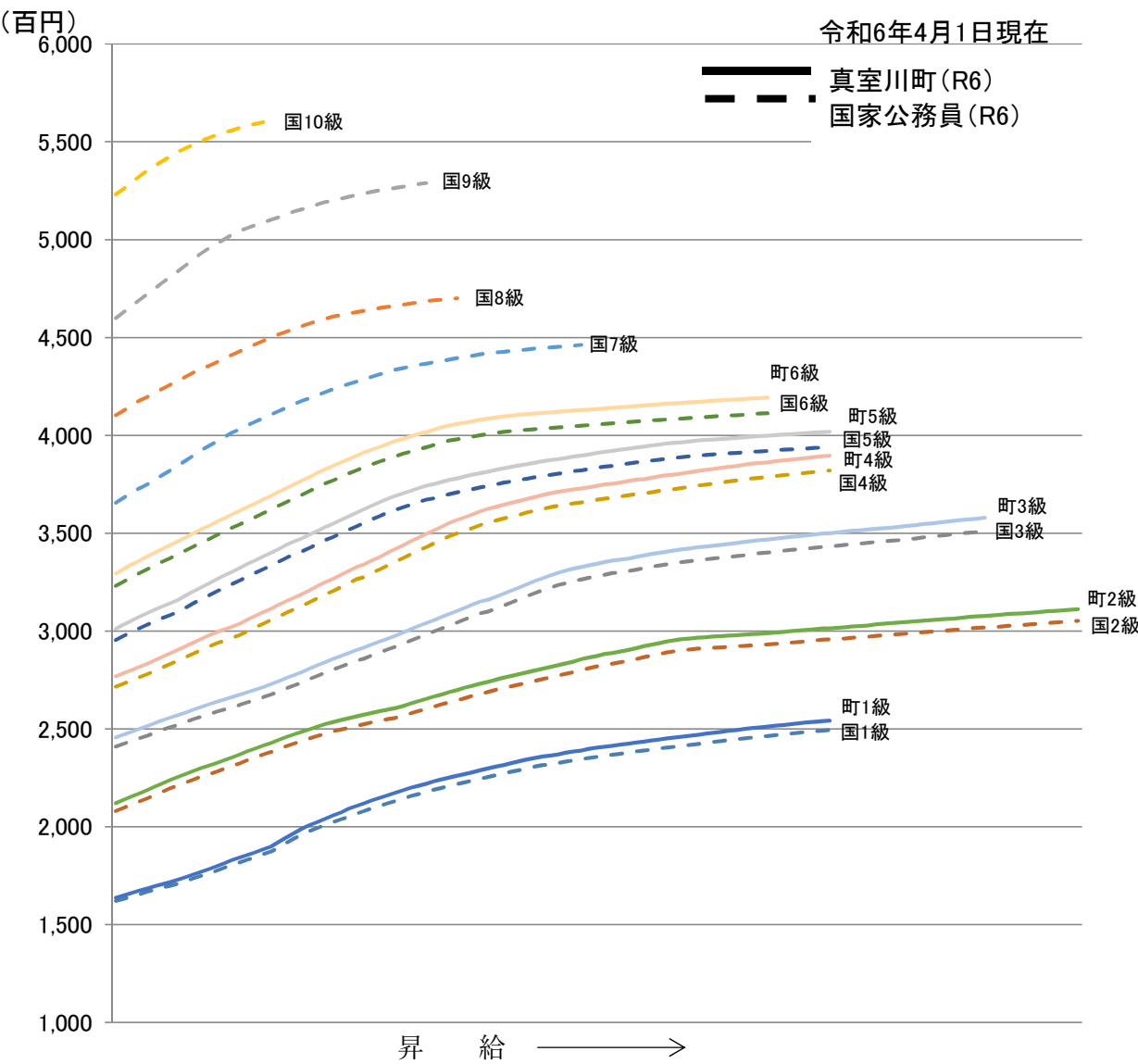
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事補、主事、技師	11人	13.4%	163,700円	254,200円
2級	主事、技師	14人	17.1%	212,000円	311,200円
3級	主任、主任技師	18人	21.9%	245,600円	357,900円
4級	主査、係長	16人	19.5%	276,900円	389,600円
5級	課長補佐	14人	17.1%	301,100円	401,800円
6級	課長	9人	11.0%	329,400円	419,300円

- (注) 1 真室川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

真室川町	山形県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,395千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,667千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～20% ●管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～20% ●管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(注) 令和5年人事院勧告における0.10月の引き上げ分(4.50月→4.60月)を令和5年12月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

真室川町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 14,397千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

制度はありません。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			実績なし	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			実績なし	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫作業手当	新型コロナウイルス感染症に関する防疫作業に従事する職員	新型コロナウイルス感染症に関する防疫作業	0千円	日額3,000円 (長時間の場合日額4,000円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	15,773千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	153千円
支給実績（4年度決算）	16,209千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	162千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・扶養親族たる配偶者、父母等 6,500円 ・扶養親族たる子 10,000円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算（いずれも月額）	同 じ		12,668千円	230,331円
住 居 手 当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家：家賃に応じた額(28,000円/月 限度)	同 じ		2,347千円	213,373円
通 勤 手 当	通勤のための交通機関などを利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者：運賃等相当額(1ヶ月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者：通勤距離区分(21区分)に応じた定額(2,500円から28,300円)（月額）	異 なる	【国の制度】 ・交通用具利用13区分 2,000円～31,600円	7,914千円	96,518円

単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況(距離制限60km以上)とする職員に対して支給される手当 ・定額(30,000円)+加算(8区分：6,000円～58,000円) (月額)	同 じ		0千円	0円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・一般 4,200円(5h未満1/2)/回 ・医師 宿日直 20,000円(半日1/2)/回 ・常直 21,000円/月	同 じ		0千円	0円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増高するため、設けられている手当 ・世帯主、被扶養者のある者 17,800円/月 ・世帯主、扶養親族のない者 10,200円/月 ・その他 7,360円/月 (11月から3月まで支給)	同 じ		6,888千円	66,230円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・定額 6区分 41,600円～120,000円/月	異 なる	【国の制度】 給料表別、職務の級別、区分に定められた定額を支給	6,004千円	547,582円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日等に勤務した場合に支給される手当 ・管理職手当の支給割合に応じた定額 (6h以上勤務した場合は次の額に100分の150を乗じて得た額) (勤務を要しない日等：6,000円～12,000円/回) (勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午後5時：3,000円～6,000円/回)	同 じ		0千円	0円
休日勤務手当	休日勤務(祝日、年末年始。()は深夜) ・1時間当たりにつき給料単価の135%(160%) ×時間数	同 じ		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対し支給される手当 ・1時間当たりの給料単価の25%×時間数	同 じ		0千円	0円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師等)に対し支給される手当 ・医師 35区分 57,600円～414,800円/月	同 じ		0千円	0円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいはほかの地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数に応じた定額(日額・最高6,620円)	同 じ		0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	820,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	870,000 円	／	523,000 円	
	副 市 町 村 長	620,000 円		700,000 円	／	360,000 円	
報 酬	議 長	316,000 円		928,500 円	／	200,000 円	
	副 議 長	253,000 円		316,000 円	／	170,000 円	
	議 員	233,000 円		301,000 円	／	150,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(5年度支給割合)					
	副 市 町 村 長	3.40 月分 (加算措置) 40%					
	議 長	(5年度支給割合)					
	副 議 長	3.40 月分 (加算措置) 40%					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)		(1 期の手当額)		(支給時期)	
	副 市 町 村 長	820,000円×在職月数×0.567＝		22,317,120円		任期毎又は通算	
		620,000円×在職月数×0.331＝		9,850,560円		任期毎又は通算	
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

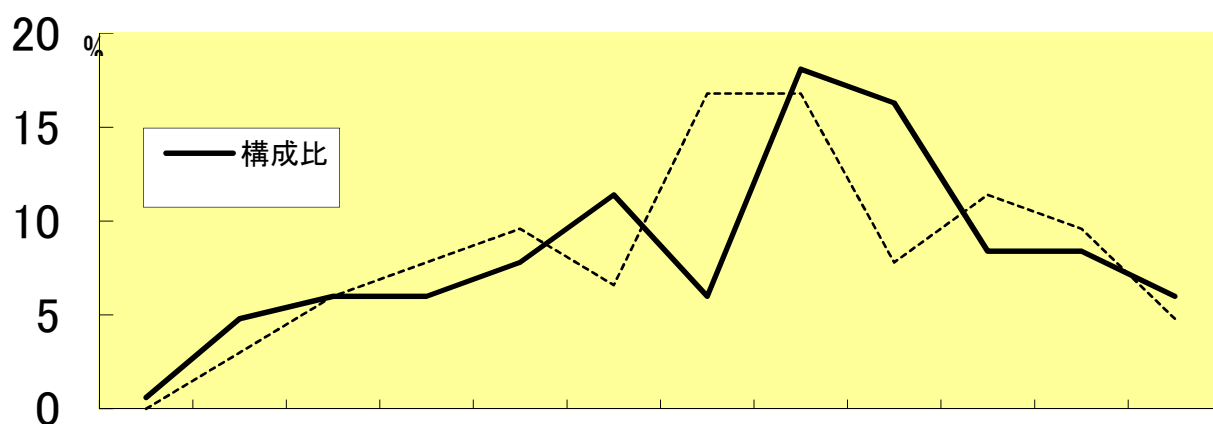
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	防災部門の事業完了による減
		総 務	25	24	▲ 1	
		税 務	5	5	0	
		労 働	0	0	0	
		民 生	22	22	0	
		衛 生	7	6	▲ 1	衛生部門の保健師を国保事業に配置したことによる減 林政業務の充実、県への職員派遣による増
		農林水産	10	12	2	
		商 工	5	5	0	
		土 木	8	8	0	
	計		84	84	0	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 127.56 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 117.66人)
教育部門		18	18	0		
消防部門		0	0	0		
小 計		102	102	0	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 154.89 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 140.80人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院		50	51	1	リハビリ機能強化のため作業療法士を配置したことによる増
	水 道		4	4	0	
	下 水 道		1	1	0	
	そ の 他		8	8	0	
小 計		63	64	1		
合 計			165 [220]	166 [220]	1 [ー]	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 252.09 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 8	人 10	人 10	人 13	人 19	人 10	人 30	人 27	人 14	人 14	人 10	人 166

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	81	79	79	80	84	84	3(3.7%)
教育	21	20	20	19	18	18	▲3(▲14.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	－(%)
普通会計計	102	99	99	99	102	102	0(0.0%)
公営企業等会計計	63	62	62	64	63	64	1(1.6%)
総合計	165	161	161	163	165	166	1(0.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 299,847	千円 3,836	千円 17,596	% 5.9	% 6.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 4	千円 11,358	千円 2,136	千円 4,102	千円 17,596	千円 4,399	千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
真室川町	31.7 歳	248,725 円	335,996 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

真室川町（水道事業）	真室川町（普通会計職員）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,026 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,395 千円
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

真室川町（水道事業）	真室川町（普通会計）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 0千円	1人当たり平均支給額 14,397千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

制度はありません。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

制度はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	993 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	249 千円
支給実績（4年度決算）	1,170 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	293 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・扶養親族たる配偶者、父母等 6,500円 ・扶養親族たる子 10,000円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算（いずれも月額）	同 じ		0千円	0円
住 居 手 当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家：家賃に応じた額(28,000円/月 限度)	同 じ		336千円	336,000円
通 勤 手 当	通勤のための交通機関などを利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者：運賃等相当額(1ヶ月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者：通勤距離区分(21区分)に応じた定額(2,500円から28,300円)（月額）	異 なる	【国の制度】 ・交通用具利用13区分 2,000円～31,600円	595千円	198,300円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況(距離制限60km以上)とする職員に対して支給される手当 ・定額(30,000円)+加算(8区分：6,000円～58,000円)（月額）	同 じ		0千円	0円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・一般 4,200円(5h未満1/2)/回 ・医師 宿日直 20,000円(半日1/2)/回 ・常直 21,000円/月	同 じ		0千円	0円
寒 冷 地 手 当	寒冷地に在勤する職員の生計費が寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増高するため、設けられている手当 ・世帯主、被扶養者のある者 17,800円/月 ・世帯主、扶養親族のない者 10,200円/月 ・その他 7,360円/月 (11月から3月まで支給)	同 じ		125千円	31,150円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・定額 6区分 41,600円～120,000円/月	異 なる	【国の制度】 給料表別、職務の級別、区分に定められた定額を支給	0千円	0円
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日等に勤務した場合に支給される手当 ・管理職手当の支給割合に応じた定額(6h以上勤務した場合は次の額に100分の150を乗じて得た額) (勤務を要しない日等：6,000円～12,000円/回) (勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午後5時：3,000円～6,000円/回)	同 じ		0千円	0円
休 日 勤 務 手 当	休日勤務(祝日、年末年始。()は深夜) ・1時間当たりにつき給料単価の135%(160%)×時間数	同 じ		0千円	0円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対し支給される手当 ・1時間当たりの給料単価の25%×時間数	同 じ		0千円	0円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師等)に対し支給される手当 ・医師 35区分 57,600円～414,800円/月	同 じ		0千円	0円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいはほかの地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数に応じた定額(日額・最高6,620円)	同 じ		0千円	0円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 1,070,582	千円 1,285	千円 331,453	% 31.0	% 32.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 49	千円 212,556	千円 64,659	千円 54,238	千円 331,453	千円 6,765	千円 7,252

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
真室川町	医師	69.8 歳	624,839 円	1,932,018円
	看護師	50.6 歳	352,800 円	532,582 円
	技術等	46.3 歳	331,850 円	506,960 円
	事務職	45.5 歳	319,650 円	510,554 円
	業務員	54.7 歳	362,500 円	514,957 円
団 体 平 均	医師	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
	看護師	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
	事務職	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

真室川町（病院事業）	真室川町（普通会計職員）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,107 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,395 千円
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

真室川町（病院事業）	真室川町（普通会計）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 2,139 千円	1人当たり平均支給額 14,396 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（５年度決算）		3,528 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）		1,176,032 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国 の 制 度
医 師	16 %	3人	16 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（５年度決算）			25,326千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			791,438円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			64.0％	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（５年度決算）	左記職員に対する支給単価
医師手当	医師	医師の医療研究	18,093,600円	80万円以内
出張診療手当	医師	直営診療所等の診療業務	558,000円	診療1回 3,000円
夜間看護手当	看護師 准看護師	看護師等が従事する深夜看護業務	7,630,850円	深夜1回 3,500円 準夜1回 3,100円
防疫作業手当	医師 看護師 医療技術	新型コロナウイルス感染症の措置に係る業務	234,000円	1回（～2h）3,000円 1回（2h超）4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	5,894千円
職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	134千円
支給実績（４年度決算）	8,936千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	203千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・扶養親族たる配偶者、父母等 6,500円 ・扶養親族たる子 10,000円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 (いずれも月額)	同じ		5,428千円	201,017円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家：家賃に応じた額(28,000円/月限度)	同じ		1,100千円	275,000円
通勤手当	通勤のため交通機関などを利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者：運賃等相当額(1ヶ月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者：通勤距離区分(21区分)に応じた定額(2,500円から28,300円)(月額)	異なる	【国の制度】 ・交通用具利用13区分 2,000円～31,600円	3,360千円	88,419円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況(距離制限60Km以上)とする職員に対して支給される手当 ・定額(30,000円)+加算(8区分：6,000円～58,000円)(月額)	同じ		0千円	0円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・一般 4,200円(5h未満1/2)/回 ・医師 宿日直 20,000円(半日1/2)/回 ・常直 21,000円/月	同じ		4,706千円	1,568,667円

寒 冷 地 手 当	寒 冷 地 に 在 勤 す る 職 員 の 生 計 費 が 寒 冷 積 雪 の た め 暖 房 用 燃 料 費 等 の 面 で 著 し く 増 嵩 す る た め 、 設 け ら れ て い る 手 当 ・ 世 帯 主 、 被 扶 養 者 の あ る 者 17,800円 / 月 ・ 世 帯 主 、 扶 養 親 族 の な い 者 10,200円 ・ そ の 他 7,360円 (11月 から 3月 ま で 支 給)	同 じ		3,049 千 円	64,860 円
管 理 職 手 当	管 理 又 は 監 督 の 地 位 に あ る 職 員 に 対 し て 、 そ の 職 務 の 特 殊 性 に 基 づ き 支 給 さ れ る 手 当 ・ 定 額 6区 分 41,600円 ～ 120,000円 / 月	異 な る	【 国 の 制 度 】 給 料 表 別 、 職 務 の 級 別 、 区 分 に 定 め ら れ た 定 額 を 支 給	4,181 千 円	836,160 円
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 員 が 臨 時 又 は 緊 急 の 必 要 等 に よ り 勤 務 を 要 し な い 日 等 に 勤 務 し た 場 合 に 支 給 さ れ る 手 当 ・ 管 理 職 手 当 の 支 給 割 合 に 応 じ た 定 額 (6h以 上 勤 務 し た 場 合 は 次 の 額 に 100分 の 150を 乗 じ て 得 た 額) (勤 務 を 要 し な い 日 等 : 6,000円 ～ 12,000円 / 回) (勤 務 を 要 し な い 日 等 以 外 の 日 の 午 前 0時 から 午 後 5時 : 3,000円 ～ 6,000円 / 回)	同 じ		0 千 円	0 円
休 日 勤 務 手 当	休 日 勤 務 (祝 日 、 年 末 年 始 。 () は 深 夜) ・ 1時 間 当 た り に つ き 給 料 単 価 の 135% (160%) × 時 間 数	同 じ		0 千 円	0 円
夜 間 勤 務 手 当	正 規 の 勤 務 時 間 と し て 深 夜 に 勤 務 し た 職 員 に 対 し 支 給 さ れ る 手 当 ・ 1時 間 当 た り の 給 料 単 価 の 25% × 時 間 数	同 じ		4,722 千 円	162,799 円
初 任 給 調 整 手 当	専 門 的 知 識 を 必 要 と し 、 か つ 、 採 用 に よ る 欠 員 補 充 が 困 難 と 認 め ら れ る 職 (医 師 等) に 対 し 支 給 さ れ る 手 当 ・ 医 師 35区 分 57,600円 ～ 414,800円 / 月	同 じ		10,721 千 円	3,573,600 円
防 疫 作 業 手 当	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 か ら 町 民 の 生 命 及 び 健 康 を 保 護 す る た め に 行 わ れ た 措 置 に 係 る 作 業 に 従 事 し た 職 員 に たい し 支 給 さ れ る 手 当 ・ 1日 に つ き 3,000円 (2時 間 以 内) ・ 1日 に つ き 4,000円 (2時 間 超)	同 じ		243 千 円	11,046 円
災 害 派 遣 手 当	災 害 応 急 対 策 又 は 災 害 復 旧 の た め 、 災 害 対 策 基 本 法 等 に よ り 国 の 行 政 機 関 あ る い は 他 の 地 方 公 共 団 体 か ら 派 遣 さ れ た 職 員 に 対 し て 支 給 さ れ る 手 当 ・ 滞 在 日 数 に 応 じ た 定 額 (日 額 ・ 最 高 6,620円)	同 じ		0 千 円	0 円